

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 令和7・8年度藤枝市税等に係る帳票等の印刷・封入封緘業務
- 2 履行場所 藤枝市内
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年8月31日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金
藤枝市財務規則第149条第1項第3号の規定により免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、藤枝市財務規則及び次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書及び藤枝市財務規則、その他関係法令に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、委託業務に支障をきたすことのないように努めるとともに、従業員の労働管理並びに安全衛生管理、その他労働関係については一切の責任を負うものとする。
- 4 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の履行状況に対し調査、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更等)

- 第4条 受注者は、天災事変その他受注者の責めに帰すことができない事由により、義務の履行ができないときは、その理由を明示した書面により発注者にこの契約の変更を請求することができる。

- 2 発注者は、発注者の都合により必要と認めたときは、受注者の同意を得て、この契約の内容の変更並びに一時中止をすることができる。

(特許権等の使用)

- 第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(費用負担)

- 第6条 業務遂行に要する諸資材等のうち、仕様書に定めるものについては受注者の負担とする。

(業務責任者)

- 第7条 受注者は、業務を遂行するに当たつて業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく一切の権限を行使することができる。

(完了報告及び検査)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、発注者に対し、業務完了報告書及び発注者が指定する書類を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(業務委託料の支払い)

第9条 乙は、甲に対し、第8条(完了報告及び検査)に定める検査合格後、速やかに支払額を請求する。

2 甲は、乙からの請求書を受領した日から30日以内に請求書記載の金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 第8条第2項に規定する検査合格後、業務に不適合があることが判明した場合、発注者は、受注者に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項に規定する場合において、その不適合が発注者の提供した資料等の性質又は発注者の与えた指示によって生じたものであるときは、発注者は、その不適合を理由として、再履行の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適合であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

4 第1項に規定する場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として、第1項及び第2項の請求並びに本契約の解除をすることができない。ただし、第9条第1項の規定により業務完了報告書及び発注者が指定する書類を提出した時において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(確約事項)

第11条 発注者及び受注者又は受注者の下請業者(下請け数が数次にわたるときはその全てを含む。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、ま

たは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること。

- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

（発注者の任意解除権）

第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第14条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行した部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的に達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(談合その他の不正行為に対する発注者の解除権)

第14条の2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除に係る委託者の解除権)

第14条の3 発注者及び受注者又は受注者の下請業者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第11条に違反したとき。
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - エ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

2 発注者が前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条から第14条の3までの各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 業務内容に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (4) 故意又は過失により発注者若しくは第三者に損害を与えたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額(履行部分があるときは、契約金額から履行部分に対する代金相当額を控除して得た額の10分の1に相当する額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第13条から第14条の3の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は契約金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(受注者の損害賠償請求)

第 19 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 9 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(賠償の予約)

第 20 条 受注者は、第 14 条の 2 各号の規定により発注者がこの契約を解除することができるときにおいては、この契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の 10 分の 2 に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合においては、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が賠償金を第 1 項の規定により発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から支払いをする日までの期間についてその日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を受注者から徴収する。

(守秘義務)

第 21 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。

(受注者の責務)

第 23 条 乙は、本業務の履行に当たっては、障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定) 第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(不当介入を受けた場合の措置)

第 24 条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒

否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに発注者への報告及び警察への通知を行い、
捜査上必要な協力をするものとする。

(補則)

第 25 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し
て定める。

(合意管轄)

第 26 条 前条にもかかわらず、発注者受注者間に紛争が発生した場合は、発注者の本庁舎所
在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 返還

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 廃棄

受注者は、発注者の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないように必要な処置を施したうえで廃棄しなければならない。

10 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、

その事務の関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

1 1 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

1 2 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。